

せん妄に対する薬物治療における適応外使用についてのお知らせ

徳山中央病院

適応外使用とは、国が定める規定（添付文書）とは異なる方法で使用する
ことです。あらかじめ当院倫理委員会にて承認され使用しています。

対象となる方から同意を頂くことに代え、情報公開することにより実施して
います。

記

- 【医療の内容】 せん妄に対する薬物療法における適応外使用
【承認者】 徳山中央病院長（徳山中央病院倫理委員会）
【対象者】 せん妄症状および認知症の周辺症状のある患者

【目的・意義】

せん妄は、元々のご病気や入院による環境変化、使用している薬や手術後に
一時的な意識障害や認知機能の低下が引き起こされた状態です。その頻度は高
く、環境調整や薬物療法により対処します。薬物療法としては適応外使用であ
りますが、抗精神病薬を中心に個別の症状に応じて適切な薬剤を使用します。

社会保険診療報酬支払基金が公表している審査情報提供事例において、ハロ
ペリドール（セレネース）、リスペリドン（リスパダール）、クエチアピン、ペ
ロスピロン（ルーラン）の 4 剤がせん妄に対する処方として記載され、社会的
にも認知されています。当院ではその他下記に記載する薬剤も選択肢に加え、
せん妄の症状を和らげ患者さんの負担軽減を目的に薬物治療を実施します。

- ・クロルプロマジン（コントミン）、オランザピン（ジプレキサ）、アセナピン
（シクレスト）、アリピプラゾール（エビリファイ）、ブロナンセリン（ロナセ
ン）、ブレクスピプラゾール（レキサルティ）
- ・トラゾドン、ヒドロキシジン（アタラックス）、ジアゼパム

【予測される不利益と対策】

各薬剤の添付文書に記載された用法用量に準じて治療を行うため、一般的に想
定される副作用と同等と考えられます。副作用が出現した場合は、通常の診療
にて対応し、必要に応じて専門医へ相談します。

以上